

八 振替単位

十九 募発集の行の価格日

十一 利率の経過利子のみ

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年六月二十一日

額面に金額百円につき百円七十六

年・六パーセント

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に「加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{振込金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座について「前記(一)の算式による算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額

へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合、前記(一)の算式による算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十三 初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。

下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還総額} \times 1.6 \times 1}{100 \times 2}$$

十四	十五	十六	十七	十八	十九
第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払集期間	払込期日
毎年六月二十日及び十二月二十日を払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十六年六月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	平成十六年六月三日から平成十六年六月十五日まで	平成十六年六月二十一日